



— 教育支援資金（高校滞納授業料等）のご案内 —

社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会

新潟市社会福祉協議会では、下記のような世帯を対象に高等学校在学中の滞納授業料等にかかる教育支援資金貸付相談を行っています。

■貸付条件（下記すべてに該当）

- 新潟市内に居住している低所得世帯※1で、授業料等の滞納により卒業や進級に支障が生じている。
- 現に高等学校に在学中であること。
- 授業料等を滞納したやむを得ない理由があること。
- 継続して修学する意欲があり、滞納授業料等を貸付けることにより卒業（進級）が確実に見込まれること

■相談時必要な書類

- 高等学校が発行する
 - ・在学証明書
 - ・授業料等滞納額証明書
 - ・貸付により卒業（進級）が確実に見込めることの証明書
- 世帯員の中で所得がある人はそれを証明するもの（源泉徴収票・給与明細書・年金の通知書 等）

■保証人・所得基準

- 連帯保証人は原則不要です。
（世帯の状況によっては必要）
- 世帯内に連帯借受人が必要です。
- 卒業後6ヶ月据置後20年以内の返済となります。（無利子）

<※1 低所得世帯の所得基準 >

世帯人数	所得金額（月額）
2人	236,000円以下
3人	288,000円以下
4人	362,000円以下
5人	417,000円以下

■貸付金額

月額35,000円の範囲内で滞納した時から申請時までの期間相当額

■貸付対象経費

申込み時点の高等学校の授業料等滞納分
※授業料以外の学校に支払う諸費用も含まれます。

（参考書・学用品・施設管理費等）

■その他

- 原則、学校へ直接振込みます。借受人が学校へ支払う場合は、領収書を提出していただきます。
- すでに教育支援資金を借り受けていて、この貸付期間中に発生した滞納は貸付対象外です。
- 授業料等を金融機関や他の公的制度から借り入れている場合、その返済分は貸付対象外です。
- 1. 2年生も継続して修学し卒業の意志がある場合は貸付対象となります。また将来の授業料等についてもご相談いただけます。

※詳細については、お住まいの各区の社会福祉協議会にお問い合わせください。